

- はじめに
本条例は、その名称にもあるように『基本』という表現がある条例です。
基本という2文字がつく条例は、憲法や憲章のように一般論や抽象的な表現が多いため、読み手によって条例の解釈が広義にわたることがあります。
そうした事態を避けるため、本条例について同一の解釈がなされるよう補完的な役割、ひいては、まちづくりの原動力となるよう、ここに解説書を策定しました。

輪之内町まちづくり基本条例

輪之内町は、濃尾平野の南西に位置し、西に揖斐川、東に長良川の二大河川に囲まれた「輪中地帯」の町です。その清流にはぐくまれた豊かな自然と培われてきた風土を生かし、輪中文化を受け継ぐ田園のまちとして発展してきました。

一方、厳しい自然や幾多の水害を克服し、公益と開拓の精神をもって今日の繁栄を築いてきた先人たちの英知と努力を忘れてはなりません。

今、新たな地方分権型社会を構築していくにあたり、私たち町民は、自ら考え自ら創り自ら行うという主体者意識と、町の多種多様化する町民ニーズに真摯に対応する努力により、お互いの立場を尊重した協働社会を構築すること、さらにすべての子供たちが、ふるさと輪之内町に誇りを持ち、国際感覚を身につけ、夢と希望を抱き健やかに成長できる活力ある町を築き上げていくことが求められています。

そのためには、町民自らがまちづくりに積極的に参画し、町民、議会及び町が情報を共有しながら協働のまちづくりの基本理念を明らかにし、安心して日々暮らせる『住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたいと実感できるまち』をつくるため、ここに輪之内町まちづくり基本条例を制定します。

【趣旨】

- 本前文は、この条例の制定にあたり、基本的な姿勢や考え方のほか、町の将来像などを述べています。

【解説】

- 憲法や基本法といわれる法律等には、前文が置かれ、制定の趣旨や基本的な考え方を述べています。この条例にも前文を置き、制定の必要性や目的、将来像を述べています。
まちづくりは、子供から大人まで全員のために行うものですが、この前文ではあえて子供たちをクローズアップし、町の自然、産業、歴史及び文化を未来の世代に引き継ぐことを述べるとともに、これからのまちづくりに対する決意を表しています。
- 輪之内町は、その特異的な地形から「輪中地帯」と呼ばれ、幾多の水害を克服し開拓の苦労を経験してきました。輪之内町が成り立っている背景には、この町を愛する多くの先人の英知と努力の積み重ねがあることを認識するとともに、これらを次世代に引き継いでいかなければなりません。
- その昔、「道普請^{みちぶしん}」という言葉がありましたが、まちづくりは町民が日常生活の中で自ら行ってきた仕事であり、相互扶助の精神により共同作業として行われてきました。
しかしながら、右肩上がりの経済状況の中で「公共サービス＝全て行政が行うこと」という考え方が定着し、行政の仕事が肥大化してきた経緯は否めません。
- これまでのまちづくりは、行政主導により行われてきましたが、現在、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢は、目まぐるしいスピードで変化しています。その結果、地方公共団体やその他関連機関の財政状況は逼迫し、町民ニーズに応えきれなくなりつつあります。

そうした状況下、国や県の政策に対応した受動的なまちづくりから、住民が主体となって政策を提案し、それを施策に取り入れていく能動的なまちづくりへと転換することが必要不可欠になりました。

そこで輪之内町では、町民、議会、町のそれぞれの役割と責務を明確にし参画を推進することで、協働によるまちづくりの実現に向け「輪之内町まちづくり基本条例」の制定が必要になりました。

- この条例の考え方は、まちづくりにおける普遍的なものと位置づけ、輪之内町の最高規範として制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、輪之内町のまちづくりの基本的事項と私たち町民、議会及び町のそれぞれの権利や責務を明らかにし、協働して取り組むための仕組みと方針を定め、輪之内町の自治の実現を図ることを目的とする。

【趣旨】

- 本条は、本条例の制定の目的を述べています。

【解説】

- この条例は、町がまちづくりを推進していくにあたり、その際に必要となる基本理念や基本原則を策定するとともに、町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務を明らかにすることを規定しています。

なお、協働して取り組むとは、それぞれの立場を尊重しながら相互に協力して行動するルールをつくり、それにより町民の意思を基本として施策を実現していくことをいいます。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 まちづくりの主体者であり、輪之内町に住み、働き、学び、活動する人及び町内の事業者をいう。
- (2) 町 町長その他の執行機関及びその職員をいう。
- (3) 議会 町議会及びその議員をいう。
- (4) まちづくり 住みよいまち、豊かな地域社会をつくるために積極的に町民が参画し、協働により行われる町政及び全ての公益的な取り組みをいう。
- (5) 参画 町の施策の企画立案から実施、評価、改善に至る各段階において、町民が主体的に参加することをいう。
- (6) 協働 町民及び町がそれぞれの果たすべき役割を認識し、相互に協力して行動し、まちづくりに取り組むことをいう。
- (7) コミュニティ 町民が住みよいまち及び豊かな地域社会をつくるために、地域及び共通の関心による町民同士の多様なつながり、組織及び集団をいう。

【趣旨】

- 本条は、本条例の中で使用している用語の定義をしています。
「この言葉は、このような意味で使用しています。このような思いを込めています。」ということ述べています。

【解説】

- 第1号 「町民」とは、町内に居住する者のみではなく、まちづくりの参画者として必要不可欠な通勤者、更には事業を営む法人や活動団体等の全てをいいます。
なお、前文、第1条、第3条から第5条、第7条から第9条、第11条で使用している「私たち町民」は、この条例を町民が自らつくり、守り、推進していくという思いや、「私たち町民」がまちづくりの主体者であるという意志を込めています。
- 第2号 「町」とは、町政の執行機関全てとそこに従事する職員をいいます。
執行機関は、一般的に「行政」といわれるもので、町長のほか、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業（水道）を含みます。
- 第3号 「議会」とは、間接民主主義において町が提案する施策等について意思決定を行うための機関及びその議員をいいます。
- 第4号 「まちづくり」とは、身近な地域から町全体をより良い状態にしていく様々な取り組みをいいます。
従って、まちづくりにはインフラ整備等のハード的な活動、情報共有や町民参画のルールづくり等のソフト的な活動など、より良い暮らしを実現するために行われる公共的な活動の全てを含みます。
行政主導で行うまちづくりは、よく「町政」といいますが、これに加えて区（自治会）の活動や団体の活動、更には身近な地域で行う活動など、町民全体の利益につながる活動も「まちづくり」であるといえます。
- 第5号 「参画」とは、町の施策の企画立案から実施及び評価に至るまでの過程において、町民が主体的に意見や提案を行うことや具体的な活動、更には町の仕事に参加することをいいます。
なお、本条例では決まったことに加わる「参加」と、更に進んで主体的にまちづくりに関わる「参画」を使い分けています。
- 第6号 「協働」とは、町民と町のそれぞれの役割と責任を明確にしたうえで、お互いの特性等を認識し、協力し、補完（不十分な部分を補って完全なものにする）しながらまちづくりに参画することをいいます。
- 第7号 「コミュニティ」とは、区（自治会）組織などの地縁団体のみではなく、ボランティア組織などの目的団体まで広く捉えた集合体をいいます。
従って、身近な地域での日常的なコミュニケーションも「コミュニティ」の一つと捉えることとし、まちづくりに貢献する様々な「つながり」を「コミュニティ」といいます。
但し、反社会的もしくは暴力的集団は除きます。

(まちづくりの基本理念と基本施策)

第3条 まちづくりは、主体者である私たち町民と議会及び町が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し協力して進めることを基本とし、次に掲げるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 豊かな自然環境を大切にするとともに、環境問題を地球規模で捉え推進するまちづくり。
- (2) 危機管理意識を高く持ち、防犯・防災に強い安全・安心して暮らせるまちづくり。
- (3) 経済・産業が豊かで、町内に働く場がある環境を創出し、みんなが生き生きと働けるまちづくり。
- (4) 生涯現役で生きがいの溢れる生涯学習を推進するまちづくり。

【趣旨】

- 本条は、まちづくりを進めるにあたり町民、議会、町が相互に補完し協力することを常に心がけるとともに、三者が協働して特に推進していくまちづくりの施策(方向性)を述べています。

【解説】

- 第1号 自然環境は、人の心を和ませるとともに、潤いを持たせる大事な財産であり、その自然を愛し、親しみ、調和した生活を次世代に伝えていくことは、私たちの重要な責務です。
町民、議会、町は、環境問題についてグローバルな視野で捉え、自発的かつローカルな展開によりまちづくりを進めることを規定しています。
- 第2号 町民、議会、町は、子供などを犯罪から守る防犯活動や地震、台風、水害、火災などの災害に対する防災組織を自主的に確立・育成するとともに、日頃から「自助・共助」の精神の醸成に努めること、更には、町をはじめとする「公助」の体制強化にも努めるなど、安全・安心なまちづくりを進めることを規定しています。
- 第3号 雇用の創出は、町民の就労機会の確保、所得の安定、更には若年者の定住に資するなど、町の活性化には重要な施策です。
従って、町は長期的な土地利用計画やインフラ整備計画を策定し、町民、議会と一丸となって優良な企業を誘致するなど商工業の活性化に努めることを規定しています。
同時に、基幹産業である農業については、付加価値が高く採算性が取れる農業や先進的な農業を推進するなど、商・工・農が元気なまちづくりを進めることを規定しています。
- 第4号 町民、議会、町は、子供からお年寄りまで、みんなが健康で手を取り合いかつ生きがいを見いだしながら、一生を通じて学び続ける意識の醸成をするとともに、みんなが学びあう意欲をもち続けられる環境を提供していくなど、生涯学習を推進していくまちづくりを進めることを規定しています。

第2章 情報の共有

(情報共有の原則)

第4条 私たち町民、議会及び町は、まちづくりに関する必要な情報をできる限り相互に提供し、当該情報を共有することを基本に進めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、町民、議会、町がまちづくりに関する情報を共有することを述べています。

【解説】

- 情報の共有は、町民の参画や協働によるまちづくりを進めるうえでの前提条件となるものですが、まちづくりに関する情報は現実的にはその殆どを議会若しくは町が保有しています。
そこで議会と町は、まちづくりの主体者である町民に保有している情報を積極的に提供するとともに、逆に町民からの情報や建設的な提案を受けながらまちづくりを進めることを規定しています。

(情報への権利)

第5条 私たち町民は、町が行う施策について必要な情報を受け、自ら取得する権利を有するとともに、町は町の保有する情報を積極的に公開及び提供しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、町民が情報を取得する権利について述べています。

【解説】

- 町民は、その基本的な権利として町の施策に関する情報を受動的に受け取るだけでなく、輪之内町情報公開条例（平成14年12月制定）に則して能動的に情報を要求し取得できることを規定しています。

(個人情報の保護)

第6条 町は、個人の権利やプライバシーが侵害されないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

- 本条は、町が保有する個人情報の取扱いについて述べています。

【解説】

- 町は、第5条において「町民の知る権利」を保障する一方で、それにより町民のプライバシー、権利、利益が侵害されないよう、輪之内町個人情報保護条例（平成14年12月制定）に則して個人情報の適正な収集や利用、管理等を行うことを規定しています。

第3章 町民の権利、責務及びコミュニティの役割

(まちづくりに参画する権利)

第7条 私たち町民は、まちづくりに関する情報を知る権利及びまちづくりに関して参画する権利を有する。

2 私たち町民は、それぞれの町民が国籍、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりの参画についてお互いが平等であることを認識しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、憲法や法律等で定めていることその他、まちづくりへの参画に際しての町民一人ひとり権利について述べています。

【解説】

- 第1項 町民は、まちづくりに参画する際の基本的な権利として、「知る権利」や「参画する権利」が保障されていることを規定しています。
- 第2項 町民は、まちづくりに参画する際に全ての町民がお互いに対等の立場であることを規定しています。
例えば、障がい等により意思表示が不自由な人なども、他の人と対等な立場でまちづくりに参画できることを保障しています。

(まちづくりにおける町民の責務)

第8条 私たち町民は、まちづくりの主体者であることを自覚し、まちづくりへの参画が自治の実現につながることを認識するとともに良識的視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

【趣旨】

- 本条は、第7条の規定に対して、まちづくりへの参画に際しての町民一人ひとりの責務について述べています。

【解説】

- まちづくりの論議を進める際には、私的な利害関係に左右されることなく、公共性を確保しながら判断することが必要です。
町民は、その参画にあたり上述の意識をもち、かつ、まちづくりの主体者であることを自覚をしたうえで発言と行動をとることが責務であると規定しています。
なお、次の第9条にも関連しますが、町民が構成員となる地域の組織や団体もまちづくりの主体者として同様の責務を負うものと考えます。

(コミュニティの役割)

第9条 私たち町民は、心豊かな生活を送ることを目的として、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、コミュニティを守り育てるよう努めなければならない。

2 私たち町民は、緊急時において相互に助け合って活動ができるよう、地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、地域の活性化に必要なコミュニティの役割について述べています。

【解説】

- 第1項 コミュニティは、自主・自立の精神を基本とし、まちづくりの重要な担い手として活動しています。
町民は、その活動が地域の活性化に大きく寄与していることを認識するとともに、これに積極的に参加し、且つ、力を合わせて育成することを規定しています。
- 第2項 町民は、災害等の緊急時に備える、かつ、災害発生時における自らの役割（自助）を認識するとともに、緊急時に地域で相互に助け合いや支え合い（互助・共助）が行われるよう、日頃から町民同士的意思疎通を図ることを規定しています。

第4章 議会の役割と責務

（議会の役割と責務）

- 第10条 議会は、議員によって構成された議決機関として、まちづくりに関し、町の施策を中長期的な広い視野にたって審議し、意思決定をしていくものとする。
- 2 議会は、町政運営を監視し、牽制する機能を十分に果たしていくものとする。
 - 3 議会は、町政の審議・議決機関であること責任を認識し、意思決定に臨むとともに、町政を点検し、その改善を求め、活動するものとする。
 - 4 議会は、保有する情報を積極的に公開し、又は提供し開かれた議会の運営に努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、民意の代表者である議員により組織される議会の役割と責務について述べています。

【解説】

- 第1項 議会は、町の重要な施策、条例の制定改廃、予算、決算等について決定もしくは認定する権利を有しています。
その意思決定の手法と過程について規定しています。
- 第2項 議会は、町の施策が町民の意思を反映し、資源（モノ・ヒト・カネ）が効率的に配分されているか、町政が適切に遂行されているか監視する役割であることを規定しています。
- 第3項 議会は、自らの役割と責務を認識したうえで、町の重要な施策等について意思決定を行うとともに、町政について継続的に点検（Check）を行い、その改善（Action）について提言することを規定しています。
- 第4項 議会は、町民と情報共有を進めるため、議会の審議内容やその他保有している情報について、第5条及び第6条の規定を遵守し公開もしくは保護することを規定しています。

第5章 町、町長及び職員の役割と責務

(町の役割と責務)

第11条 町は、第3条各号に掲げるまちづくりの施策を推進するため、主体者である町民のニーズを的確にとらえ反映できるようこの条例の基本理念に基づき総合的な町政の運営に努めるものとする。

- 2 町は、私たち町民の主体的なまちづくり活動の参画機会を確保し、幅広く意見を聴取する環境づくりに努め、協働して進めなければならない。
- 3 町は、重要な施策の立案、実施、評価及び改善について、透明性、スピード感及び明確なビジョンをもって町民に分かりやすく説明する責務を有する。
- 4 町は、次の各号に掲げる方法により、町民がまちづくりへの参画ができるよう努めるものとする。
 - (1) 審議会その他の附属機関における委員の公募。
 - (2) パブリックコメントの実施。
 - (3) 意向調査の実施。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、適切と判断される方法。

【趣旨】

- 本条は、協働によるまちづくりを進めるにあたり、町の役割と責務について述べています。

【解説】

- 第1項 町は、第3条に規定するまちづくりを推進するにあたり、町の実情に即したものとするため、町民の意見を聞き取りながら、最終的にまちづくりの基本理念の実現を目指すことを規定しています。
- 第2項 町は、第7条に規定する参画の権利を保障するとともに、施策立案の素(種子)となる町民の意見を聴取する機会を積極的に設け、協働によるまちづくりを推進すること規定しています。
- 第3項 町は、町政の施策立案、進捗管理、評価について、アクションプラン(行動計画)をもって実施する体制を確立するとともに、その内容について説明責任を果たすことを規定しています。
- 第4項 町は、町民に積極的にまちづくりへの参画の機会を設けることとし、その方法を例示しています。

1号は、町民が公募委員として審議会等に参画することについて規定しています。

審議会等の附属機関は、町の施策形成において重要な役割を果たしています。従って、これらの附属機関の委員を選任する際には、公募制を積極的に導入することを規定しています。

2号は、パブリックコメント(意見公募手続、意見提出制度)の実施について規定しています。

各種条例の制定や各種計画等の策定の際に積極的に実施することを規定しています。

3号は、意向調査（アンケート）の実施について規定しています。

町民の意識調査、施策立案等に必要となるデータや実態を把握する際に積極的に実施することを規定しています。

4号は、前各号のほか、町民の意見等を幅広く聴取でき、且つ、有効に機能する方法がある場合は、その方法により実施することを規定しています。

（町長の役割と責務）

第12条 町長は、町が保有する情報を町民が知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障するとともに、まちづくりの施策を実現するための調整又は指揮監督に努めなければならない。

2 町長は、協働の仕組みを確立しなければならない。

3 町長は、多様な町民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、町長の役割と責務について述べています。

【解説】

○第1項 町長は、第5条及び第7条に規定する町民の知る権利と参画する権利を保障するとともに、第3条に規定するまちづくりの基本施策を実現するために総合計画や各種計画、その他施策に関するビジョン等について、整合性を確保することを規定しています。

○第2項 町長は、協働によるまちづくりを推進するため、そのルールを確立することを規定しています。

○第3項 町長は、職員の能力向上を図ることで、適切かつ効率的に多様な住民ニーズに対応していくことを規定しています。

（職員の役割と責務）

第13条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、まちづくりの基本理念にのっとり、職務を遂行しなければならない。

3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

【趣旨】

○ 本条は、職員の役割と責務について述べています。

【解説】

○第1項 職員は、町政の代表者である町長の指示に従い、かつ、支える責務があることを認識のうえ、その町政に係る職務を公正かつ能率的に遂行することを規定しています。

○第2項 職員は、第3条に規定する基本理念や基本施策、これらに則して策定される条例や計画、その他制度等を遵守して職務を遂行することを規定しています。

- 第3項 職員は、適切かつ効率的に多様な住民ニーズに対応するため、必要な知識や技術を自ら高め職務を遂行することを規定しています。

(コミュニティ活動への支援)
第14条 町は、まちづくりを支え合う自主的及び自立的なコミュニティの役割を認識し、尊重するとともに、その活動を支援するものとする。

【趣旨】

- 本条は、コミュニティ活動に対する町の支援について述べています。

【解説】

- 町は、地域の活性化に大きく寄与するコミュニティの自主的かつ自立的な活動を尊重するとともに、その活動を支援することを規定しています。

第6章 計画の策定等における原則

(計画の策定等における原則)
第15条 町は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、まちづくりの基本理念にのっとり策定するものとする。

- 2 町は、総合計画を策定しようとするときは、この条例の基本理念に基づき町民の参画する機会の提供に努めなければならない。
- 3 町は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。
- 4 町は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。

【趣旨】

- 本条は、まちづくりの最上位の計画である総合計画の策定について述べています。

【解説】

- 第1項 町は、町の長期ビジョンである総合計画の基本構想や基本計画、更には実施計画について、まちづくりの基本理念にのっとり策定することを規定しています。
- 第2項 町は、総合計画の策定にあたり町民の意見を聴取するため、第11条の規定に基づき町民が総合計画の策定に参画できる機会を積極的に設けることを規定しています。
- 第3項 町は、総合計画に掲げる基本計画及び事務事業の進捗状況や評価、その評価に基づく見直し等の管理を的確に毎年度実施するとともに、必要に応じて事務事業を見直すことを規定しています。
- 第4項 町は、行政分野ごとの計画を策定する際は、必ず総合計画と整合性を確保することを規定しています。

第7章 財政

(予算編成及び執行)

第16条 町は、予算の編成及び執行にあたっては、町の総合計画に即して、計画的な予算編成を行い、町民に分かりやすく公表、説明しなければならない。

2 町は、事務事業における費用対効果を検証する行政評価を踏まえた財政の仕組みを確立しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、予算の編成及び執行、その評価について述べています。

【解説】

- 第1項 町は、総合計画に掲げる基本計画及び事務事業に要する予算を確保するとともに、その内容について説明責任を果たすことを規定しています。
なお、財政運営については、持続可能かつ健全財政を維持するとともに、最小経費で最大効果をあげることを基本とします。
- 第2項 町は、事務事業の費用対効果を検証する行政評価システムを構築し、評価を的確に毎年度実施するとともに、第15条第3項及び第18条の規定による評価の結果も踏まえて、必要に応じて予算編成を見直すことを規定しています。

(財政状況の公表)

第17条 町は、財政状況の公表にあたっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、今後の見通しを併せて町民に分かりやすく公表、説明しなければならない。

【趣旨】

- 本条は、財政状況の公表について述べています。

【解説】

- 町は、地方自治法第243条の3第1項及び輪之内町財政事情の作成及び公表に関する条例の規定により、毎年度8月と2月に財政状況を公表しています。
町は、その公表資料の作成やあり方について創意工夫を重ねるとともに、今後の財政見通しも合わせて公表することを規定しています。
なお、これらの公表資料は町民の視点で「分かりやすい」ことが前提です。

(行政評価の実施)

第18条 町は、まちづくりに関する課題や町民のニーズに対応した町政運営を進めるため行政評価を行い、その結果を町民に公表するものとする。

2 前項の行政評価は、まちづくりの変化に照らし、常に適切な方法で行うよう検討し、継続して実施しなければならない。

3 評価を行うときは、町民参画の方法を用いるように努めなければならない。

4 実施の方法については、町長が別に定めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、行政評価について述べています。

【解説】

- 第1項 行政評価は、施策や事務事業が効率的かつ効果的に行われているか検証する制度です。
町は、その結果に基づいて総合計画の基本計画や事務事業の見直し、更には予算に反映させるとともに、その内容について町民に説明責任を果たすことを規定しています。
- 第2項 町は、行政評価を行うにあたり、その状況に応じた最良の方法を選択することとし、評価は毎年度実施することを規定しています。
なお、実施する評価については町施策に関する評価、町職員の勤務評価、外部（第三者機関）による評価などが考えられます。
- 第3項 町は、行政評価を行うにあたり、行政サービスの受益者である町民の意見を聴取するため、第11条の規定に基づき町民が参画できる機会を積極的に設けることを規定しています。
- 第4項 評価の実施方法等については、町長が別途ルールをつくり運用していくことを規定しています。

第8章 住民投票

（住民投票）

- 第19条 町長は、町民の生活に影響を及ぼす重要な施策の決定及び変更について、広く町民の意思を直接問う必要があると判断した場合は、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票を実施する場合において、町長は、住民投票の目的を事前に明らかにし、その投票結果を尊重しなければならない。
 - 3 住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項は、それぞれの案件に応じ別に条例で定めなければならない。

【趣旨】

- 本条は、町民の意思を問う住民投票について述べています。

【解説】

- 前提として、住民投票制度の採用は議会制民主主義を否定するものではなく、現行の地方自治制度を補完するものです。
自治の本旨においては、直接民主主義と間接民主主義のどちらかが正しい選択であるということではなく、その時々々の社会情勢において住民の意思をよりの確に捉えることが重要であり、住民投票制度の柔軟な運用が必要です。
- 第1項 町長は、まちづくりにおける重要な施策や課題について町民の意思を直接確認したい場合に、住民投票を実施することができることを規定しています。
- 第2項 町長は、住民投票を実施する場合は、その目的を事前に明らかにするとともに、その結果については町民の意思として真摯に受け止め尊重することを規定しています。
なお、住民投票の結果は法的な拘束力が無いとされていますが、町長は事前に投票結果をどのように扱うかを明らかにしておくことで、住民投票がより有効になると考えます。

- 第3項 住民投票の実施に関する手続き等については、それぞれの案件に応じて個別に条例を定めることを規定しています。

第9章 連携

(近隣の地方公共団体等との連携)

第20条 町は、共通する課題の解決を図るため、広域的に進めた方が有益である事業について、インフラ整備等近隣の地方公共団体等との連携及び協力を努めるものとする。

【趣旨】

- 本条は、近隣の地方公共団体等との連携について述べています。

【解説】

- 町は、自らの意思と責任において様々な施策を展開するとともに、課題も解決していくことが基本です。
しかしながら、地方公共団体等の中で共通する課題や単独で取り組むには莫大な経費を要し財政を逼迫させかねない課題、広域的に処理した方が効率的かつ効果的な施策等については、近隣の地方公共団体等と連携して対応することとし、ひいては行政サービスの向上に努めることを規定しています。

(広域連携)

第21条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に推進するものとする。

【趣旨】

- 本条は、国、県、その他の自治体や関係機関との連携について述べています。

【解説】

- 町は、国などの上位団体、町が抱えている課題と同様の課題を抱える自治体、同様の課題を解決してきた自治体、その他警察や消防などと連携することで、第20条の規定と同様に課題の解決等に取り組み、ひいては行政サービスの向上に努めることを規定しています。

第10章 条例の位置づけ及び見直し

(条例の位置付け)

第22条 この条例は、普遍的かつ実効性のあるまちづくりを推進するうえにおいて、礎となるべきものと位置づけ、他の条例並びに規則、その他の規程、要綱、要領、計画の制定又は改廃をする場合は、この条例に定める事項を尊重し、この条例との整合性を図らなければならない。

【趣旨】

- 本条は、本条例の位置付けについて述べています。

【解説】

- 本条例は、まちづくりにおける基本的なルールのほか、町民、議会、町の権利や責務などの基本的な事項を定めている条例です。
従って、本条例を他の条例等の上位にあるもの、すなわち最高規範として位置付けるとともに、本条例の趣旨に則してその他条例等の制定や改廃を行うことを規定しています。

(条例の検討及び見直し)

第23条 町は、この条例が、前条の位置付けを堅持し、実効性を担保するため、施行から5年を超えない期間ごとに、所期の目的が達成できているかを検討しなければならない。

2 町は、前項の検討の結果、必要があると認められた場合は、条例の改正を議会に提案するものとする。

3 町は、第1項の検討を行うにあたっては、町民参画の方法を講ずるものとする。

【趣旨】

○ 本条は、本条例の検討及び見直しについて規定しています。

【解説】

○第1項 町は、本条例が時世に即したのか、所期の目的を達成しているか等について、条例の施行後5年を超えない期間毎に検討することを規定しています。

○第2項 町は、第1項の検討の結果、見直しが必要な場合は条例改正の手続きをとり、その内容について民意の代表機関である議会の同意を得ることを規定しています。

○第3項 町は、第1項の検討にあたり、町民の意見を聴取するため、第11条の規定に基づき町民が参画できる機会を積極的に設けることを規定しています。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。